

ID: 214

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 福祉センターの施設及び附属設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、第2条の事業の実施に支障のない範囲で行うことができる。 3 市長は、第1項の許可に福祉センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日